

令和3年4月1日組織改正について

＜別紙1＞組織改正について

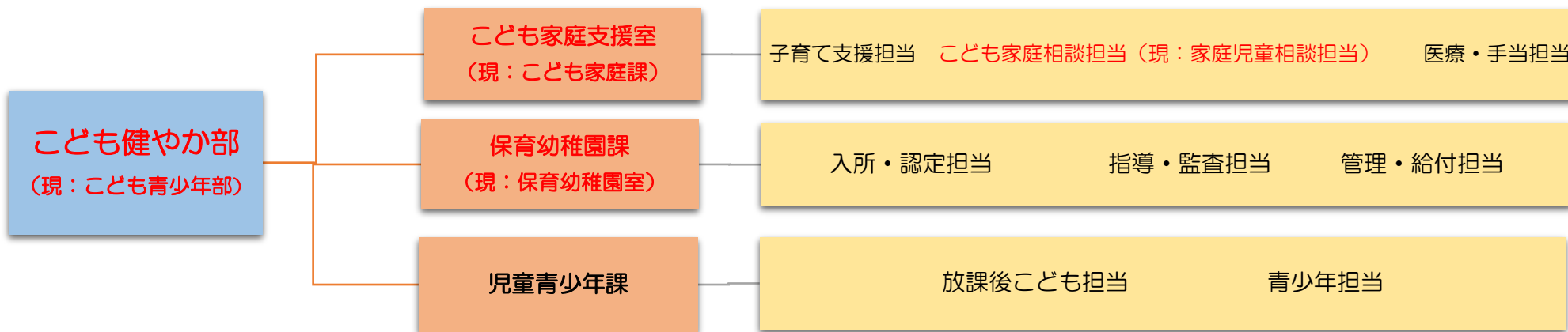
本市では、令和3年4月1日より別紙1のとおり組織が改正となります。子育ての相談・支援体制を充実させ児童虐待への対応体制を強化するため「子ども家庭総合支援拠点（別紙2）」の整備を行うことに伴い、こども青少年部を「こども健やか部」に変更、また、現保育幼稚園室は、待機児童対策への集中対応に一定の目途がついたことにより、「保育幼稚園課」へ変更する等の改正となります。

＜別紙2＞子ども家庭総合支援拠点について

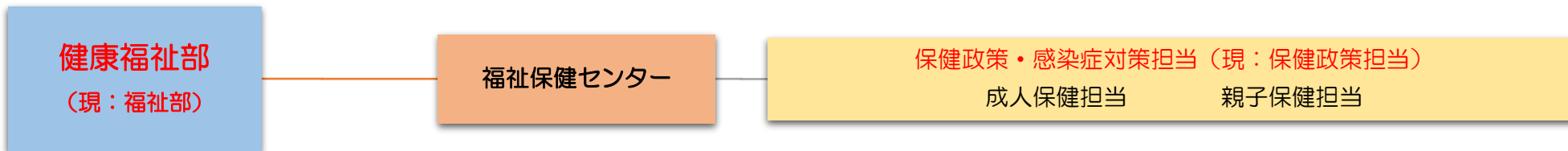
平成28年5月の児童福祉法の改正により、子どもとその家庭及び妊産婦等に対する実態の把握や相談全般、継続的なソーシャルワーク業務等の機能を担う拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないと規定されました。そこで本市では、令和2年4月1日よりこども家庭支援室に当該拠点の機能を持たせ、親子保健部門との連携を強化し一体的に支援を行って参ります（別紙2）。

令和3年度戸田市行政組織図<一部抜粋>

令和3年4月1日の組織改正により、以下のとおり変更となります（児童福祉に関する主な部署の改正について抜粋）。



※『こども家庭相談担当 (現：家庭児童相談担当)』については、親子保健部門（福祉保健センター）と一体的な業務運営を行っていくため（別紙2のとおり）、令和3年4月1日より福祉保健センターへ移転します。



① 概要

平成28年5月の児童福祉法改正により、地域における全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、必要な支援に係る業務全般を行う『**子ども家庭総合支援拠点**』の整備に努めることと規定された。

➡本市では令和3年4月1日より、こども家庭支援室こども家庭相談担当(現：こども家庭課家庭児童相談担当)へ当該拠点の機能を持たせ、必要な業務を実施する。なお、在宅支援の強化(専門的相談、継続的なソーシャルワーク業務、関係機関との連携)等の必要な支援については、親子保健部門と連携し一体的に実施していく。

② 設置予定日

令和3年4月1日 (場所：福祉保健センター)

③ 人員体制

社会福祉士、保健師等の専門職の中から子ども家庭支援員、虐待対応専門員等を配置予定

④ 主な業務

こども家庭相談担当
(新：こども家庭支援室)

親子保健部門
(福祉保健センター)

子ども家庭総合支援拠点

要保護児童対策地域協議会

こども家庭相談センター

- ・子ども家庭支援全般に係る業務
- ・要支援児童及び要保護児童への支援業務
- ・関係機関への連絡調整
- ・その他必要な支援

妊娠期から子育て期
にわたる総合的相談や支援

- ・妊産婦の支援に必要な実情の把握
- ・相談、情報提供、助言、保健指導
- ・支援プランの作成
- ・関係機関との連絡調整

一体的に支援を実施